

(参考資料 1)



食安監発第0615001号
平成17年6月15日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課長

中国産中間種苗由来養殖カンパチ等の取扱いについて

先般、農林水産省より、関係県からの情報として、昨年秋以降中国から輸入したカンパチ及びイサキの中国産中間種苗（注1及び注2）を国内にて養殖していたところ、これらの一部から、ヒトに対して感染性のあるアニサキス1型幼虫の寄生が高頻度に（注3）認められたこと、原因については、中国において養殖時に与えられた生餌であると考えられていることとの連絡がありました。

これらは、アニサキス寄生率が極めて高いこと、また、通常、生食用として販売されることから、出荷段階における冷凍（ -20°C 以下で24時間以上）などによりアニサキスが死滅するよう措置し、当該魚を原因とするアニサキス症の発生を未然に防止するため、貴職におかれましては、水産部局との連携を密にし、水産部局から当該魚に係る冷凍等計画書の情報の提供があった場合には、出荷された当該魚が確実に冷凍等されるよう（注4）関係事業者の監視指導について実施方をお願いします。

また、本件に係るQ&Aを作成しましたので、業務の参考のため、添付します。

なお、別紙のとおり、農林水産省消費・安全局衛生管理課長及び水産庁増殖推進部栽培養殖課長あて、要請していることを申し添えます。

（注1）一昨年又は昨年採捕された稚魚を中国国内で昨年秋まで、又は秋以降も継続して育成した養殖用の種苗。

（注2）一般的に、「中間種苗」とは、稚魚を一定期間人工的に育成した養殖用の種苗をいう。

（注3）カンパチ養殖県が実施した調査の取りまとめ結果（別添）参照。

（注4）冷凍の監視にあつては、食品衛生法上の「食品の冷凍又は冷蔵業」の許可を有する施設にて、 -20°C 以下で24時間以上の冷凍が確実に行われることを食品衛生監視員が確認すること。

カンパチ養殖県が実施した調査の取りまとめ結果

中国産中間種苗（※）由来の養殖カンパチのアニサキス寄生尾数

※一昨年、又は昨年採捕されたカンパチの稚魚を中国国内で昨年秋まで、また秋以降も育成した養殖用の種苗であって、昨年秋以降輸入されたもの。

(1) ランダムサンプリングによる調査

| 検査尾数 | 寄生尾数（内臓及び腹腔） |
|------|--------------|
| 554尾 | 192尾 |

※筋肉（可食部）への寄生は確認されていない。

(2) 寄生状況調査

※アニサキスの筋肉への寄生状態を確認するための調査。このため、検体は、寄生率の高い生簀から採取している。

| 検査尾数 | 寄生尾数（内臓及び腹腔） | 筋肉（可食部）寄生尾数 |
|------|--------------|-------------|
| 175尾 | 137尾 | 1尾 |

中国産中間種苗由来養殖カンパチ等に関する Q&A

Q1. 中国産中間種苗由来養殖カンパチ及びイサキの何が問題になっているのですか。

A1. 先般、昨年秋以降中国から輸入したカンパチ及びイサキの中間種苗(注1)を、国内で養殖していたところ、これらの一部からアニサキス幼虫の寄生が高頻度に認められ、さらにその一部において魚肉中からも検出された(参考資料)との連絡が農林水産省よりありました。これらの養殖魚はそのまま生食を行うと、アニサキス症を発症する可能性があります。

(注1) 稚魚を一定期間、人工的に育成した養殖用の種苗。

Q2. その他のカンパチやイサキは安全ですか。

A2. 今回問題となっているのは、中国産中間種苗由来の養殖カンパチ及びイサキの一部(注2)であり、養殖カンパチ及びイサキ一般を対象としたものではありません。従って、魚介類等は一般に人の健康に有益であり、今回の内容が魚介類等の摂食の減少につながらないよう正確な理解をお願いします。

(注2) 一昨年又は昨年採捕された稚魚を中国国内で昨年秋まで、又は秋以降も継続して育成した養殖用のカンパチ及びイサキの種苗を昨年秋以降中国から輸入したものです。

Q3. アニサキスとはどのようなものですか。

A3. アニサキスとは、種々の海産魚介類に寄生する寄生虫で、生食により、急性胃腸炎を引き起こすことが知られています。我が国では1年間に少なくとも 2,000～3,000 名のアニサキス症の患者があるとする報告もあります。なお、ヒトからヒトへは感染しません。寄生虫対策については、従来から、必要な冷凍又は加熱を行えば、予防が可能なことについて情報提供を行っているところです。

Q4. 厚生労働省はどのような対応をしているのですか。

A4. 厚生労働省では、当該魚を原因とするアニサキス症の発生を防止するため、都道府県等を通じて、養殖業者や関係営業者に対して、以下の対応等を指導することとしました。

- ・ 当該魚の出荷の際には、冷凍等のアニサキスが死滅する措置を講じること。

- ・ 出荷前に、養殖業者が作成した出荷計画書及び冷凍等の加工を行う業者が作成した冷凍等計画書を養殖業者が水産部局に提出すること。
- ・ 提出された計画書を水産部局が確認し、内容が適切である場合には、現在行っている出荷自粛要請を解除するとともに、衛生部局において、これらの計画内容を監視し、適切なアニサキス死滅処理が行われていることを確認すること。

Q5. 今回の養殖カンパチ及びイサキにアニサキス幼虫が寄生した原因は何ですか。

A5. 農林水産省からの情報によると、アニサキス幼虫が寄生した原因としては、中国において養殖時に与えられた生餌であると考えられています。日本国内における養殖では、一般的に冷凍餌等が与えられていることから、餌を原因とした寄生虫感染が起きた事例は認められていないということです。

Q6. 中国産中間種苗由来養殖カンパチ及びイサキはどれくらいいますか。

A6. 農林水産省からの情報によると、中国から導入した中間種苗由来カンパチは約200万匹(日本国内で養殖されているカンパチの約1割程度)であり、イサキは現在調査中とのこと。

Q7. 中国から輸入される養殖カンパチ及びイサキについては、問題ないのですか。

A7. 今回問題となっているものと同じ時期に稚魚を採取し、中国国内で養殖されたカンパチ及びイサキについては、アニサキス幼虫が高頻度に認められると考えられます。したがって、中国から輸入される養殖カンパチ及びイサキ(冷凍品は除く)については、検疫所の輸入届出の際に採捕時期等の確認を行い、必要なものについては、国内と同様に冷凍処理等を求めることとしています。



食安監発第0615002号
平成17年6月15日

農林水産省消費・安全局衛生管理課長 殿
水産庁増殖推進部栽培養殖課長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課長

中国産中間種苗由来養殖カンパチ等の取扱いについて

先般、貴省より、関係県からの情報として、昨年秋以降中国から輸入したカンパチ及びイサキの中国産中間種苗（注1）を、国内にて養殖していたところ、これらの一部から、ヒトに対して感染性のあるアニサキス1型幼虫の寄生が高頻度に認められたとの連絡があったところです。

これらは、通常、生食用として販売されることから、当該魚を原因とするアニサキス症の発生を未然に防止するため、貴省におかれましては、関係都道府県の水産部局に対し、関係養殖業者に関する情報を入手の上、当該魚が出荷される場合には、食品衛生法上の「食品の冷凍又は冷蔵業」の許可を有する施設における冷凍（ -20°C 以下で24時間以上）などによりアニサキスが死滅する措置を行うよう関係者に対し指導するとともに、冷凍等計画書を入手の上、衛生部局への情報提供等の対応（注2）を行われるよう対応方お願いします。

なお、別紙のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部局（長）あて、通知していることを申し添えます。

（注1）一昨年又は昨年採捕された稚魚を中国国内で昨年秋まで、又は秋以降も継続して育成した養殖用の種苗。

（注2）＜対応例1＞出荷時に冷凍する場合及びやむを得ず出荷時に冷凍せずに加熱加工用として食品衛生法上の「そうざい製造業」等の許可施設において、加熱加工を行う場合：出荷前に、養殖業者が作成した出荷計画書及び冷凍等の加工を行う業者が作成した計画書を、養殖業者が水産部局に提出する。→水産部局は、当該計画書が適切と判断した場合には、衛生部局に情報を提供し、衛生部局は、必要に応じて関係自治体に、冷凍等を行う施設の監視依頼を行う。→水産部局は衛生部局と協議した上で、養殖業者に対し現在行っている出荷自粛要請を解除する。→水産部局は養殖業者の出荷について、衛生部局は冷凍等を行う施設についての監視を行うこととする。

＜対応例2＞上記以外の販売の要請がある場合：詳細な情報をとった上で、協議する。



食安監発第0615003号
平成17年6月15日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

中国産養殖カンパチ等の取扱いについて

先般、農林水産省より、関係県からの情報として、昨年秋以降中国から輸入したカンパチ及びイサキの中国産中間種苗（注1及び注2）を、国内にて養殖していたところ、これらの一部から、ヒトに対して感染性のあるアニサキス1型幼虫の寄生が高頻度に認められたこと、原因については、中国において養殖時に与えられた生餌であると考えられることとの連絡がありました。これらは、アニサキス寄生率が極めて高いこと、また、通常、生食用として販売されることから、国内において、出荷段階における冷凍（ -20°C 以下で24時間以上）等により、当該魚を原因とするアニサキス症の発生を未然に防止する措置を講ずることとしたところです。

については、検疫所においては、中国産養殖カンパチ及びイサキ（冷凍品を除く。）の輸入届出がなされた際には、輸入者に対して当該品の由来を確認（注3）し、中国国内で一昨年又は昨年採捕され、中国国内で養殖された履歴のあるものである場合には、国内措置と同様に、冷凍（ -20°C 以下で24時間以上）等アニサキスが死滅する処理を行うよう指導方お願いします。また、冷凍等の指導を行う場合にあっては、輸入者に対し、その計画書を求めるとともに、速やかに企画情報課検疫所業務管理室を通じて当職まで計画書及び輸入届出に係る情報について提供願います。

なお、別紙のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部局（長）あて、通知していることを申し添えます。

（注1）一昨年又は昨年採捕された稚魚を中国国内で昨年秋まで、又は秋以降も継続して育成した養殖用の種苗。

（注2）一般的に、「中間種苗」とは、稚魚を一定期間人工的に育成した養殖用の種苗をいう。

（注3）輸入者の自己申告等のみではなく、養殖場からの文書等にて確認をすること。

平成 17 年 6 月 15 日
厚生労働省医薬食品局食品安全部
南 監視安全課長
担当：道野、横田（内線 2455）

中国産中間種苗由来養殖カンパチ等のアニサキス対策について

1. 先般、農林水産省より、関係県からの情報として、昨年秋以降中国から輸入したカンパチ及びイサキの中国産中間種苗（注）を国内で養殖していたものを調査したところ、アニサキス幼虫の寄生が高頻度に認められたとの連絡がありました。

このため、①寄生の頻度が高く、一部魚肉中からも寄生虫が検出されたこと、②通常生食用として販売されること、③カンパチやイサキにアニサキス幼虫が高頻度に寄生することが一般的に認識されていないことにかんがみ、今般、農林水産省と協力して、都道府県等の監督下で、関係養殖業者や加工業者に対し、当該中国産中間種苗に由来する養殖魚に限り、出荷に際して凍結などアニサキスが死滅する処理を行うよう指導することとしました。

なお、今回問題となっているのは、中国産中間種苗由来養殖カンパチ及びイサキの一部であり、養殖カンパチ及びイサキ一般を対象としたものではありません。

従って、魚介類等は一般に人の健康に有益であり、今回の内容が魚介類等の摂食の減少につながらないように正確な理解をお願いします。

（注）この「中国産中間種苗」は、一昨年又は昨年採捕された稚魚を中国国内で昨年秋まで、又は秋以降も継続して育成した養殖用の種苗のことを指します。

2. 指導の対象となるカンパチは国内生産尾数の約 1 割であり、これらのカンパチを冷凍（-20℃以下で 24 時間以上）することにより、アニサキス幼虫は死滅します。

（参考 1）アニサキスとは、種々の海産魚介類に寄生する寄生虫で、生食により急性胃腸炎を引き起こすことが知られています。1 年間に少なくとも 2,000～3,000 名のアニサキス症の患者があるとする報告もあります。寄生虫対策については、従来から、必要な冷凍又は加熱を行えば予防が可能なことについて情報提供を行っているところです。

（参考 2）一般的に、中間種苗とは、稚魚を一定期間人工的に育成した養殖用の種苗のことをいい、カンパチの中間種苗は、通常 500g～1,000g サイズです。